

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年四月一日前に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

第二十九条 平成三十一年四月一日前に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、補償基礎額（条例第五条第三号の規定により、実施機関が知事と協議して別に定める額を補償基礎額とする場合に限る。以下この項において同じ。）を基礎として算定するところにより支給されるべき補償等の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第三号において同じ。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後における補償基礎額を基礎として算定するところにより支給されるべき額

二 平成三十一年四月一日前における補償基礎額を基礎として算定するところにより支給されるべきであった額

三 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額に、同号に掲げる額が支給されるべきであった日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

様式第二号の注意事項2中「権利は、」の次に「これを行わないことができる権利」を加え、「行わない」を「行わない」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。